

はしがき

中小企業庁によれば、経営者年齢のピークはこの20年間で47歳から66歳へと19歳移動しています。中規模企業の平均引退年齢は67.7歳（小規模事業者は70.5歳）で、平成27年～37年の10年間で70歳を超える中小企業経営者は約245万人、そのうち約半数の127万人（日本企業全体の約3分の1）の後継者が決まっていません。このままの状況を放置すると、中小企業者の廃業の急増により、累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があります。

事業承継における3つの課題、すなわち経営の承継（後継者問題）、経営権の承継（株式承継問題）、事業用資産の承継（財産承継問題）のうち、株式承継問題は経営者の地位の安定・維持、経営の迅速な意思決定にとって必要不可欠です。

中小企業の株式承継問題については、中小企業庁がいち早く問題意識を持ち、平成13年に「事業承継税制研究会」を発足させました。これに基づいて、翌平成14年に相続税における自社株式の10%評価減特例が創設されましたが、小規模宅地等の評価減制度との選択適用だったこともあり、それほど注目されませんでした。

同庁は、平成17年「事業承継協議会」を発足させ、平成18年に事業承継を円滑に進めるためのガイドライン（事業承継ガイドライン）を公表しました。さらに、相続税法のみならず、会社法、民法についても検討を重ね、「事業承継関連会社法制等検討委員会 中間報告」、「相続関連事業承継法制等検討委員会 中間報告」等を公表しました。これらに基づき、平成20年に経営承継円滑化法が成立し、翌年の平成21年には事業承継税制が創設されました。事業承継税制は、その後何度かの改正により使い勝手がよくなりましたが、それでも年間利用件数は500件程度（平成27年度、28年度実績）に過ぎません。

事業承継税制の改正と並行して経営承継円滑化法も改正され、さらに平成

27年には中小企業のM&Aの指針となる「事業引継ぎガイドライン」が公表、平成28年には10年振りに「事業承継ガイドライン」が改訂、平成29年には「事業承継補助金制度」が導入されました。平成30年には、事業承継税制（特例措置）を創設するとともに、M&A（事業譲渡）時の登録免許税・不動産取得税の軽減措置も講じられました。

このように、中小企業をめぐる事業承継施策は、この10年間で大きく変貌しました。

中小企業の事業承継問題の中核である事業承継税制については、様々な要件・制約があったことから利用件数が伸び悩んできましたが、新たに創設された特例措置では、雇用確保要件の実質的撤廃等、問題とされてきた要件・制約の大半が撤廃・軽減されました。

中小企業庁では、この事業承継税制（特例措置）の創設により年間2,000件程度の利用を見込んでいます。

筆者は、平成17年の「事業承継協議会」の発足以来、中小企業庁が主催する各種事業承継関連の委員会や日本商工会議所の税制委員会等の委員を通じて、中小企業の事業承継問題、とりわけ事業承継税制問題に関わってきました。今般の事業承継税制（特例措置）の創設を契機に、経営者・後継者、税理士等の士業専門家、金融機関、経営コンサルタント等の実務家の皆様に、再度、事業承継税制に着目して貰いたいと願い、本書を執筆することにしました。

本書は、事業承継税制（特例措置）に焦点を絞り、専門家が当面の実務で利用する部分、すなわち、経営承継円滑化法に基づく都道府県への認定申請及びその要件、税務署に対する申告について、とりわけ贈与税に係る部分を中心に、条文を忠実に翻訳するよう心がけて解説しています。経営者、後継者等にはAnswer部分を読むことにより事業承継税制（特例措置）の骨格を理解してもらえると考えています。

ただ、薄学非才なため読み辛い箇所も多いのではないかと懸念します。読者諸兄のご批判をお待ちしています。

末筆になりますが、本書刊行にあたっては、株式会社税務研究会の桑原妙枝子様には筆舌に尽くしがたい多大なご迷惑をおかけし、またご助力を賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成30年10月

税理士法人タクトコンサルティング
代表社員 税理士 玉越 賢治

目 次

第1章 事業承継税制の概要

Q 1	事業承継に係る贈与税の体系	2
Q 2	事業承継税制の概要	6
Q 3	事業承継税制の特例措置の概要	10
Q 4	一般措置と特例措置との関係	13
Q 5	経営承継円滑化法と事業承継税制（租税特別措置法）の関係	18

第2章 経営承継円滑化法による都道府県の認定

Q 6	中小企業者の要件	24
Q 7	資産保有型会社	27
Q 8	資産運用型会社	30
Q 9	資産管理会社の例外（事業実態要件）	33
Q10	後継者の要件	36
Q11	承継者（先代経営者等）の要件	39
Q12	対象株式の要件	41
Q13	特例承継計画の提出	43
	【記載例 1 サービス業】	46
	【記載例 2 製造業】	49
	【記載例 3 小売業】	53
Q14	認定申請書の提出	56
Q15	認定の取消し	61
Q16	報告	64
Q17	贈与者に相続が開始した場合の切替確認	67

第3章 贈与税の納税猶予・免除制度

Q18	贈与税の納税猶予の適用要件	70
Q19	納税猶予分の贈与税額の計算	75

Q20	贈与税申告書の提出	81
Q21	担保提供	85
Q22	継続届出書の提出	88
Q23	贈与税の納税猶予期限の確定	91
Q24	利子税の納付	95
Q25	贈与税の猶予税額の免除	97
Q26	事業継続が困難な場合の免除	100
Q27	租税回避行為への対応	105

第4章 相続税の納税猶予・免除制度

Q28	相続税の納税猶予の適用要件	110
Q29	納税猶予分の相続税額の計算	113
Q30	相続税申告書の提出と継続届出書の提出	117
Q31	相続税の納税猶予期限の確定と猶予税額の免除	121

第5章 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

Q32	みなし相続による相続税の課税	126
Q33	相続税の納税猶予・免除制度の切替制度の適用	128

第6章 メリット・デメリット・留意点

Q34	暦年課税制度と相続時精算課税制度	132
Q35	複数承継者の問題	136
Q36	複数後継者の問題	140

凡 例

本文で使用されている法令通達の略称は、以下のとおりです。

円滑化法、経営承継円滑化法…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

円滑化令、円滑化法令…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令

円滑化規、円滑化法規則…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

措法、措置法…租税特別措置法

措令…租税特別措置法施行令

措規…租税特別措置法施行規則

措通…租税特別措置法関係通達

相法…相続税法

相令…相続税法施行令

相規…相続税法施行規則

相基通…相続税法基本通達

評基通…財産評価基本通達

担保提供 Q&A…非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予
(担保の提供に関する Q&A)

所法…所得税法

所令…所得税法施行令

所基通…所得税基本通達

法法…法人税法

法令…法人税法施行令

法基通…法人税基本通達

会…会社法

民…民法

【表記】

(例) 租税特別措置法第10条の5の4第2項第3号口…措法10の5の4
②三口

本文中では、措置法10条の5の4第2項3号口

(注1) 本書の内容は、平成30年9月1日現在の法令・通達等によります。

(注2) 本書では、平成31年以降の元号の表記につきましては、便宜上、平成を使用しています。

和暦	西暦
平成31年	2019年
平成32年	2020年
平成33年	2021年
平成34年	2022年
平成35年	2023年
平成36年	2024年
平成37年	2025年
平成38年	2026年
平成39年	2027年

【略語】

本文で使用されている用語の略語は、以下のとおりです。

略語	正式名称又は意味	
	贈与税の納稅猶予・免除制度	相続税の納稅猶予・免除制度
事業承継税制	非上場株式についての贈与税の納稅猶予及び免除制度 措法70の7、70の7の5	非上場株式についての相續税の納稅猶予及び免除制度 措法70の7の2、70の7の6 措法70の7の4、70の7の8
贈与税に係る事業承継税制	措法70の7、70の7の5	—
相續税に係る事業承継税制	—	措法70の7の2、70の7の6 措法70の7の4、70の7の8
一般措置	措法70の7～70の7の4	
特例措置	措法70の7の5～70の7の8	
第一種	先代経営者からの株式移転（贈与等）に係るもの	
第二種	先代経営者以外の者からの株式移転（贈与等）に係るもの	
特別	税制措置は、一般措置の適用	
特例	税制措置は、特例措置の適用	
中小企業	会社である中小企業者	
贈与等／承継	贈与又は相続若しくは遺贈	
相続等	—	相続又は遺贈
譲渡等	譲渡又は贈与	
承継会社	(特例) 認定贈与承継会社	(特例) 認定承継会社 (特例) 認定相続承継会社
	事業承継税制の対象会社である中小企業者	
対象株式等	(特例) 対象受贈非上場株式等	(特例) 対象非上場株式等 (特例) 対象相続非上場株式等
後継者（受贈者／相続人等）	(特例) 経営承継受贈者 (特例) 経営相続承継受贈者	(特例) 経営承継相続人等
先代経営者等（承継者／贈与者／被相続人）	(特例) 経営承継贈与者	(特例) 経営承継相続人等に係る被相続人
納稅猶予分の贈与税額等	納稅猶予分の贈与税額	納稅猶予分の相続税額
(5年間の) 承継期間	(特例) 経営贈与承継期間	(特例) 経営承継期間 (特例) 経営相続承継期間

報告基準日	経営贈与報告基準日	経営報告基準日 経営相続報告基準日
資産管理会社／ 資産保有型会社 等	資産保有型会社又は資産運用型会社	
承継時／贈与時 等	贈与の時	相続の開始の時
承継日／贈与日 等	贈与の日	相続の開始の日
贈与税等	贈与税	相続税
認定支援機関	認定経営革新等支援機関	

第1章

事業承継税制の概要

Q1

事業承継に係る贈与税の体系

贈与税の体系と贈与税の納稅猶予・免除制度との関係について教えてください。

A

贈与税は大別すると暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。事業承継税制（非上場株式等についての納稅猶予及び免除制度）は贈与税に係るものと相続税に係るものがありますが、前者の場合、暦年課税制度と相続時精算課税制度のどちらかの制度を選択することができます。本項では暦年課税制度と相続時精算課税制度との違い、贈与税の体系と事業承継税制との関係、及びどちらを適用した方が良いのかについて説明します。

●解説

1. 贈与税の課税価格

贈与により財産を取得した者（受贈者）は、原則として、その年中に贈与により取得した財産（受贈財産）の価額の合計額に対して贈与税が課されます（相法21の2）。

この場合に適用される贈与税の税率は、原則として、暦年課税制度が適用（相法21の7、措法70の2の5）されますが、相続時精算課税制度を選択することもできます（相法21の9、措法70の2の6）。

2. 暦年課税制度

受贈者のその年中の受贈財産の価額の合計額から、110万円の基礎控除額を控除した残額に対して、10%～55%の累進税率で贈与税が課されます（相法21の5、措法70の2の4、相法21の7、措法70の2の5）。

3. 相続時精算課税制度

その年の1月1日における20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫

が、その年の1月1日における60歳以上の贈与者から贈与により財産を取得した場合、受贈者は、その受贈財産から累計2,500万円の特別控除額を控除した残額について20%の税率を乗じた贈与税の課税を選択することができます（相法21の9～21の13、措法70の2の6）。

この場合において、贈与者の将来の相続時には、その贈与財産は贈与時の価額で相続したものとみなして相続税が課され、贈与時に納付した贈与税額は、相続税額から控除して納付税額を計算します（相法21の15、21の16）。

【暦年課税制度と相続時精算課税制度】

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎に、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する制度	父母から子又は祖父母から孫への贈与について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度
贈与者	制限なし	60歳以上の父・母、祖父・祖母（贈与者・受贈者ごとに選択可） ※ 住宅取得等資金については、年齢制限なし
受贈者		20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫
選択の届出	不要	必要 (一度選択すると、相続時まで継続適用。選択の撤回不可)
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除額：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%（4,500万円超部分）の累進税率	特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続き	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び贈与税申告書を提出し、納税
相続時の精算	贈与者の相続税とは切り離して計算（ただし、相続開始前3年以内の贈与財産は、贈与時の評価額で相続財産に加算） 贈与税の納税猶予制度を選択した株式等は、贈与時の評価額で相続財産に加算。ただし、相続税の納税猶予制度を選択できる。	贈与者の相続の際、相続財産に合算して精算 (贈与財産は、贈与時の評価額で相続財産に加算)

4. 贈与税制度と事業承継税制の組合せ

事業承継税制は、平成21年に暦年課税制度の特例として創設（「一般措置」といいます。）され、相続時精算課税制度の適用を受けることはできませんでした（旧措法70の7③）。

贈与税に係る事業承継税制を適用して贈与を受けた非上場株式等は、贈与者の死亡時には相続によって取得したものとみなされて相続税の対象となり（措法70の7の3）、その上で相続税に係る事業承継税制を適用することができることになっています（措法70の7の4）。平成30年度に創設された「特例措置」においても同様です（措法70の7の7、70の7の8）。

一方、贈与税に係る事業承継税制を適用して非上場株式等を贈与した後、事後要件（Q23参照）に抵触して納税猶予期限が確定した場合、相続税より累進度の高い贈与税の暦年課税制度の税率（最高税率55%）による税負担が生じることになります。

贈与時から相続開始時まで3年を超えていたときは「相続開始前3年内贈与」（相法19）の適用ではなく、相続時に相続税の税率で精算することができないことから、暦年課税制度による税負担の可能性が事業承継税制の利用を躊躇させる一因となっていました。

事業承継税制を適用して贈与した非上場株式等は、相続に際して相続時精算課税制度と同じように相続税の対象となる一方で、納税猶予期限確定時には暦年課税制度により課税されるという矛盾を解消するため、平成29年度税制改正により贈与税に係る事業承継税制適用時に相続時精算課税制度を選択できることになりました。

この改正により、納税猶予期限確定時には相続時精算課税制度による贈与税の負担で済ませ、贈与者の死亡時には暦年課税制度より累進度の低い相続税制度に乗り換えることができるようになりました。ただし、相続時精算課税制度を選択することにつき、注意しておくべき点もあります（Q34参照）。

なお、平成30年度に創設された「特例措置」では、複数承継者、複数後継者（3人まで）が認められることになったことから、事業承継税制を使って分散株式を後継者に集中することもできます。このため、事業承継税制の特例措置を適用して贈与を受ける際には、贈与者の推定相続人以外の者でも、

相続時精算課税制度を選択できるようになりました（措法70の2の7）。

【贈与税の体系と贈与税の納税猶予・免除制度との関係】

